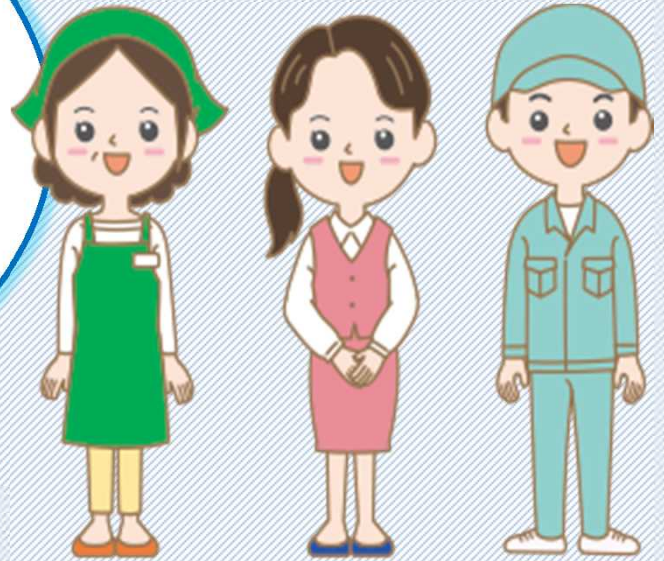


契約社員。

でも、**ずっとここで働きたい。**



契約社員・パート・アルバイトの方必見！

平成30年4月以降に通算契約5年超の方
申込みにより無期労働契約に転換できます！

有期契約労働者の無期転換ポータルサイトをご覧ください！



無期転換サイト

検索



<http://muki.mhlw.go.jp/>

平成29年9月、10月は、
「無期転換ルール取組促進キャンペーン」期間です。

無期転換ルール特別相談窓口（大阪労働局雇用環境・均等部指導課）
を設置しています。

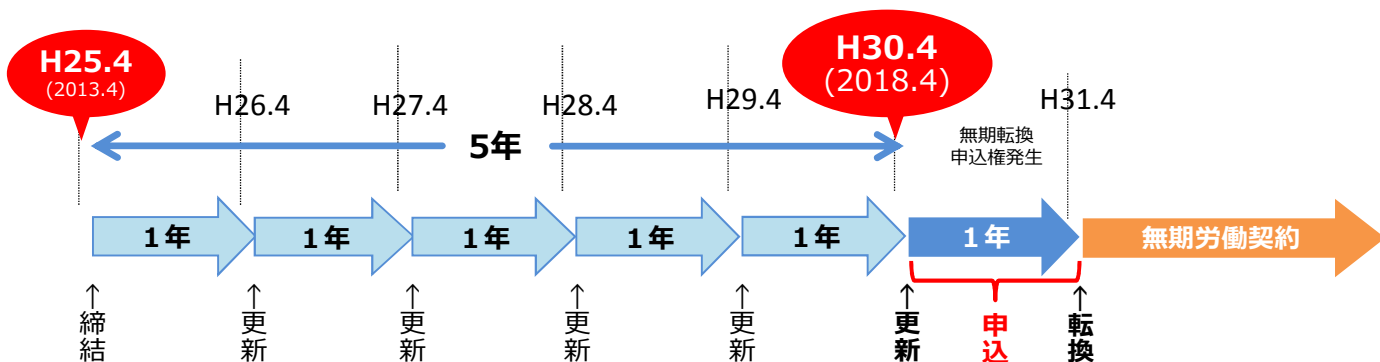
まずはご相談ください ☎ 06-6949-6494

契約更新の不安を解消！無期転換ルールとは？

無期転換ルールとは？

有期労働契約が更新されて通算5年を超えたときは、労働者の申込みにより、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）に転換できるルールです。通算5年のカウントは平成25年4月1日以降に開始した有期労働契約が対象です（平成25年3月31日以前に開始した有期労働契約は、通算契約期間には含まれません）。（労働契約法第18条：平成25年4月1日施行）

【例：平成25年4月から、1年間の有期労働契約を更新し続けている場合】



対象となる労働者は？

原則として、契約期間に定めがある「有期労働契約」が同一の会社で通算5年を超える全ての方が対象です。契約社員やパートタイマー、アルバイト、派遣社員などの名称は問いません。

無期転換の申込みの方法は？

申込みは、口頭で行っても法律上は有効です。しかし、口頭での申込みは、後日、申込みをしたかどうかの争いが生じやすいという問題がありますので、労働者の方には、できるだけ書面で申込みを行うことをお勧めします。

無期労働契約転換申込書

殿

申出日 平成 年 月 日

申出者氏名 印

私は、現在の有期労働契約の契約期間の末日までに通算契約期間が5年を超えますので、労働契約法第18条第1項に基づき、期間の定めのない労働契約（無期労働契約）への転換を申し込みます。

無期転換後の労働条件は？

無期転換ルールによって、契約期間は有期から無期に転換されますが、無期転換後の給与などの労働条件は、就業規則等で別段の定めがある部分を除き、直前の有期労働契約と同一の労働条件となります。労働条件を変える場合は、別途、就業規則の改定などが必要です。

- ▶ 期間の定めのない労働契約に転換することで、雇用が安定し、**安心して働き続ける**ことにつながります。
- ▶ まずはこのようなルール・権利について知り、自身のキャリア形成の選択肢の1つとしてご検討ください。

